

取消事由別執行猶予取消人員

(平成14年～18年)

年次	執行猶予 言渡人員 (A)	執行猶予 取消人員	取 消 事 由				$\frac{B}{A}$ (%)
			再 犯 (B)	余 罪	不 遵 守	そ の 他	
14年	52,534	6,841	6,391	303	137	10	12.2
15	56,537	7,298	6,782	331	169	16	12.0
16	56,859	7,431	6,974	299	139	19	12.3
17	55,105	7,553	7,080	308	145	20	12.8
18	50,549	7,650	7,142	308	169	31	14.1

注 1 検察統計年報による。

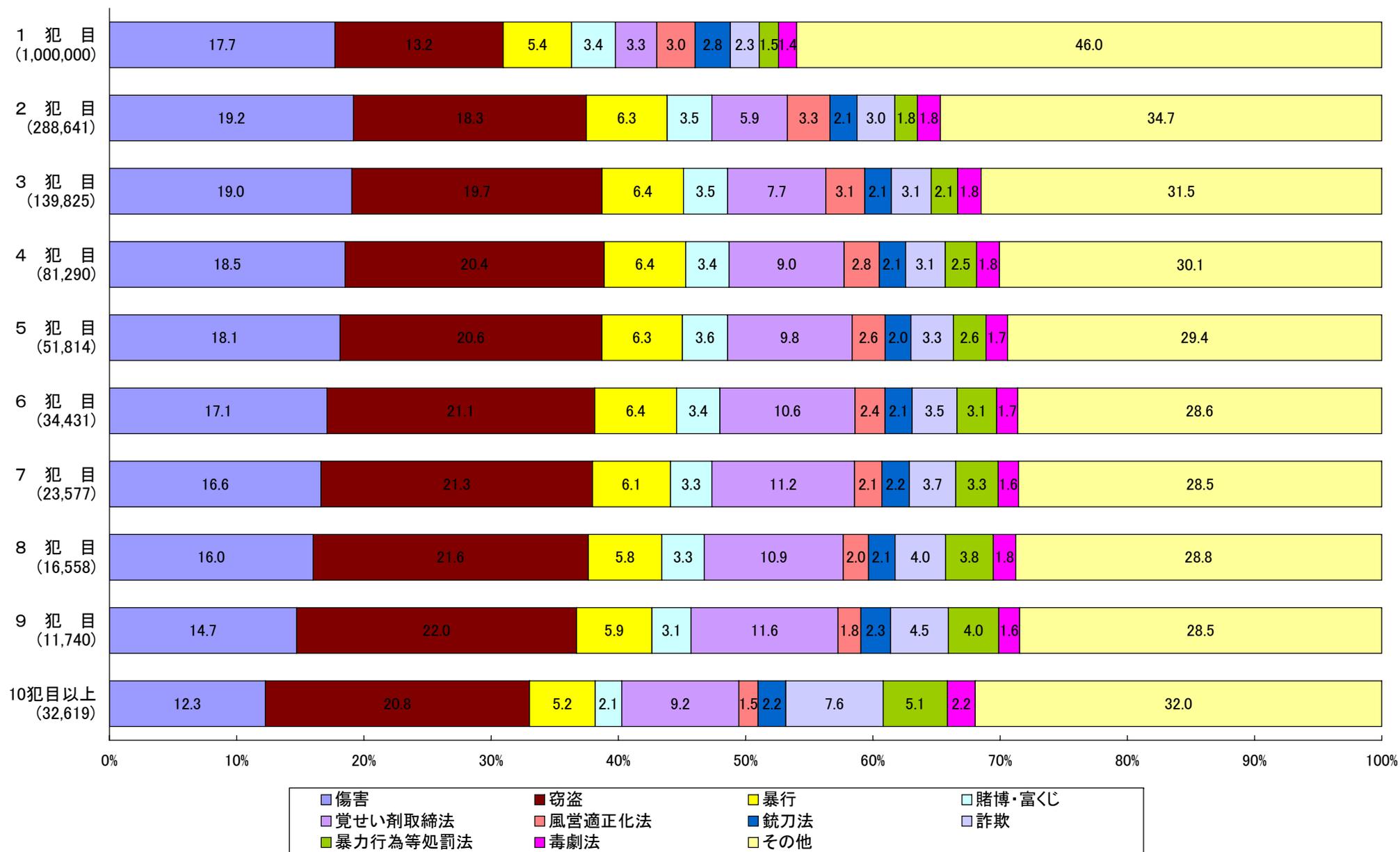
2 懲役、禁錮及び罰金の執行猶予に関するものである。

3 「取消事由」の「再犯」は、刑法26条1号に、「余罪」は、同条2号に、「不遵守」は、同法26条の2第2号に、「その他」は、同法26条3号、26条の2第1号、第3号又は26条の3のいずれかに該当する事由である。

4 執行猶予取消人員は、同一人に対し一つの裁判で2個以上の刑の執行猶予の言渡しと同時に取り消された場合も1人として計算した。

(平成19年版犯罪白書215頁、7-2-2-2表参照)

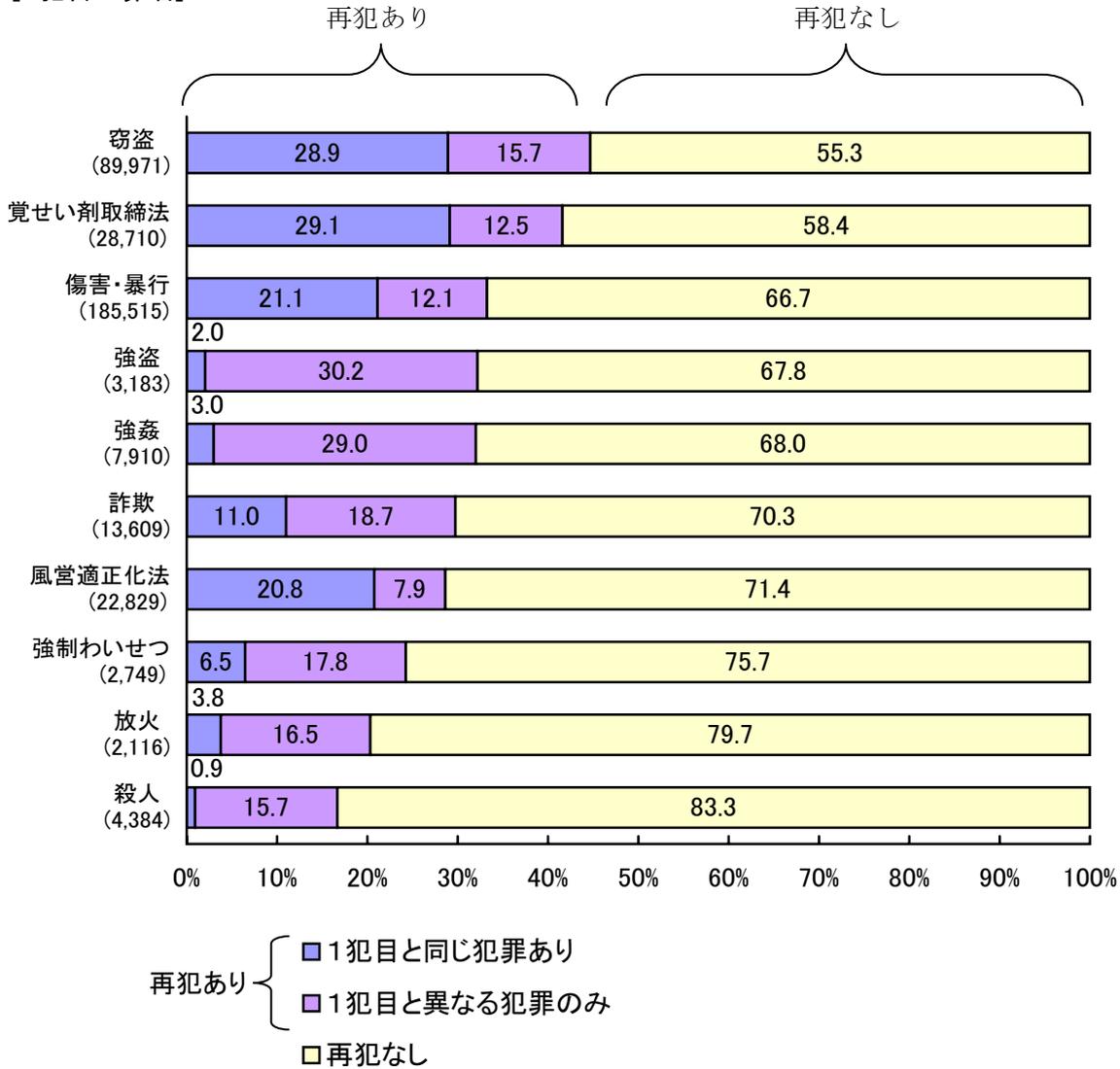
犯歴回数別・罪名別犯歴の件数構成比



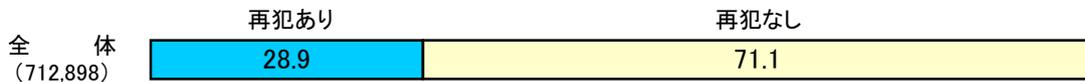
注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 罪名は、1 犯目に犯歴の件数の最も多かったものから順に10位までを選定した。
 3 () 内は、実数である。
 (平成19年版犯罪白書223頁, 7-3-2-2図参照)

1犯目の罪名別・再犯の有無別構成比

[1犯目の罪名]



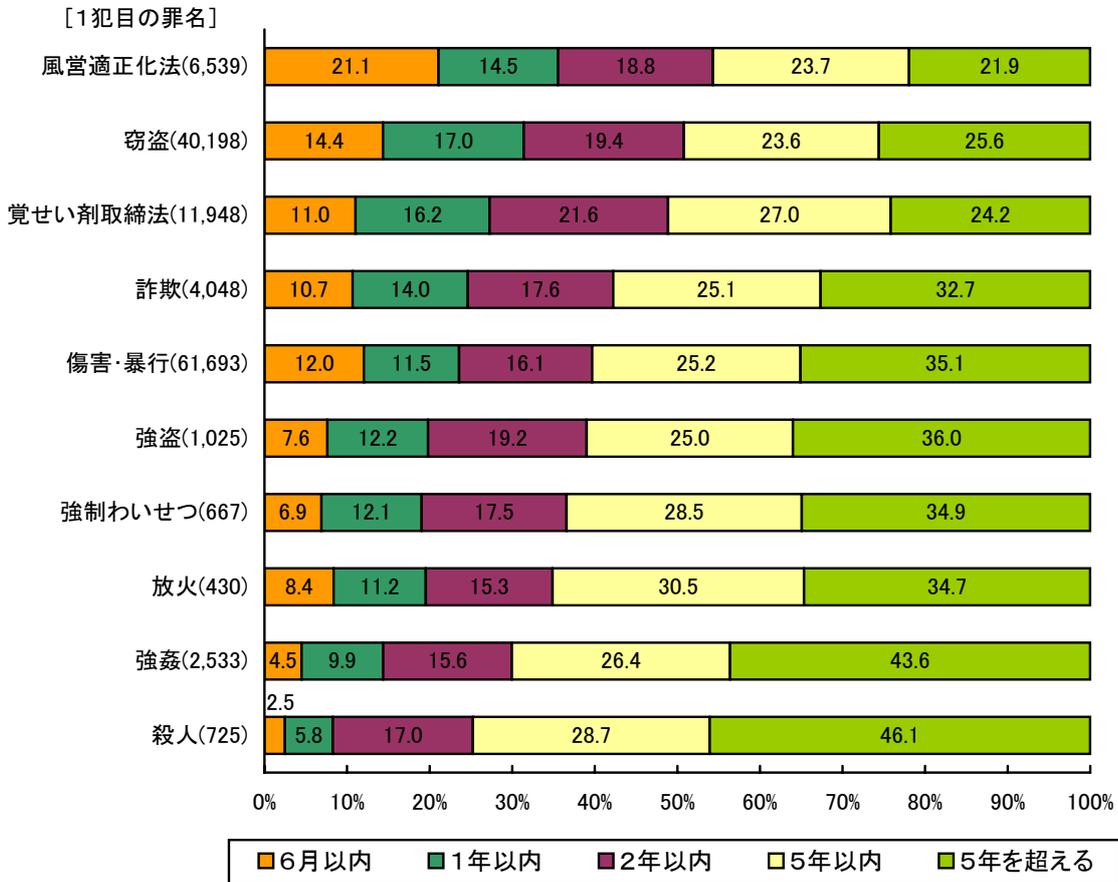
[参考:全体との比較]



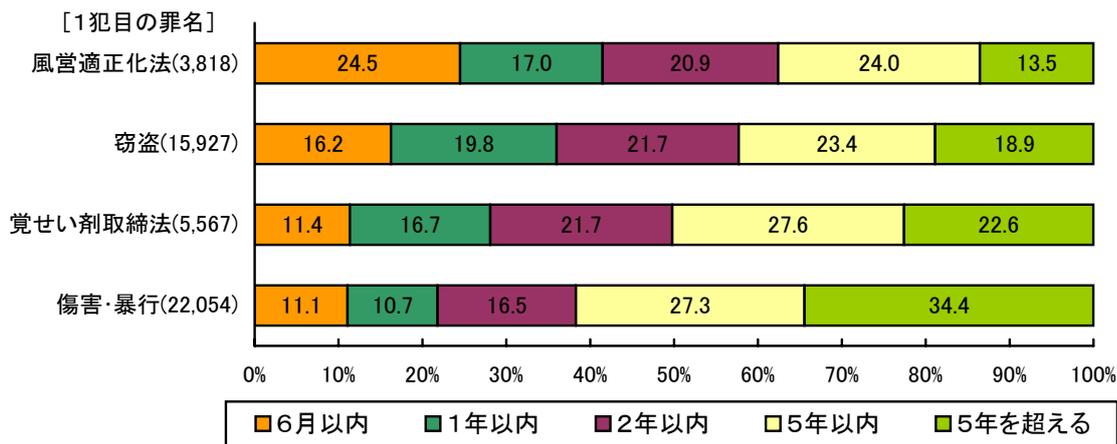
- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 1犯目から10犯目までの犯歴により分類した。
 3 「強盗」は、事後強盗、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含まない。
 4 ()内は、実人員である。
 (平成19年版犯罪白書229頁, 7-3-4-1図参照)

1犯目から2犯目までの再犯期間別構成比

① 再犯ありの者(全体)



② 同じ罪名の再犯のみを行っている者



- 注 1 法務総合研究所の調査による。
 2 再犯期間は、犯罪者が身柄を釈放されるなどにより再犯の可能性が生じた時点から、次の犯罪(再犯)に対する裁判が言い渡された日までをいう。
 3 ②は、1犯目から10犯目までの犯歴により分類した。
 4 「強盗」は、事後強盗、強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を含まない。
 5 ()内は、実人員である。
 (平成19年版犯罪白書230頁, 7-3-4-2図参照)